



栃木県公報

令和7(2025)年
12月26日(金)
号外
第60号

目次

規則

○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正	1
○栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部改正	1
○栃木県職場適応訓練委託規則の一部改正	2
○栃木県小規模水道条例施行規則の一部改正	3
 議会	
○栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	4

規則

栃木県規則第50号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県知事 福田富一

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年栃木県規則第4号）の一部を次のように改正する。
別記様式第2号、別記様式第14号及び別記様式第22号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県規則第51号

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県知事 福田富一

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則（平成12年栃木県規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
番号	貸付対象事業 事業の種類 内 容	貸付けの相手方	貸付対象施設等	番号	貸付対象事業 事業の種類 内 容	貸付けの相手方	貸付対象施設等
略				略			
2	受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する中小受託事業者等であつ	受託中小企業振興計画承認グループ事業の用に供する土地、建	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建	2	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建	下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する下請事業者等であつ	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建

		て、次に掲げるもののうち、知事が別に定める要件に該当するもの 1 <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 2 <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの 3 <u>受託中小振興計画承認グループ事業</u> を実施するそれぞれの者	物、構築物又は設備		て、次に掲げるもののうち、知事が別に定める要件に該当するもの 1 <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する一の代表者 2 <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施する全ての者の連名によるもの 3 <u>下請振興事業計画承認グループ事業</u> を実施するそれぞれの者	物、構築物又は設備
略						略

別表第3（第2条関係）

1～16 略

17 別表第1の2の項、4の項から8の項まで又は10の項に掲げる事業のうち、受託中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

18～19 略

別表第3（第2条関係）

1～16 略

17 別表第1の2の項、4の項から8の項まで又は10の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

18～19 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経営支援課)

栃木県規則第52号

栃木県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県知事 福田富一

栃木県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

栃木県職場適応訓練委託規則（昭和38年栃木県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委託する事業主) 第3条 職場適応訓練は、次の各号に該当する事業所の事業主であって、知事が適當と認めたものに	(委託する事業主) 第3条 職場適応訓練は、次の各号に該当する事業所の事業主であって、知事が適當と認めたものに

委託して実施する。

(1) 職場適応訓練を行なう設備的余裕があること。

(2)～(4) 略

(5) 職場適応訓練修了後引き続き、当該職場適応訓練対象者を雇用する（当該事業所と同一企業系列に属する_____事業所へ雇用される場合及び当該事業主団体の加盟事業所へ雇用される場合を含む。）見込みがあること。

(受託の申込み)

第5条 職場適応訓練（短期の職場適応訓練（以下「職場実習」という。）を除く。）の委託を受けようとする事業主は、職場適応訓練受託申込書（別記様式第3号）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が2以上ある場合には、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第24条第1項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委託契約を変更し、又は解除することができる。

(1)・(2) 略

(3) 職場適応訓練生が次に掲げる手帳の発給を受けた者である場合において、当該手帳が失効したとき。

ア 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第22条の規定による中高年齢失業者等求職手帳

イ・ウ 略

エ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による漁業離職者求職手帳

オ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者に対して、公共職業安定所長が発給した港湾運送事業離職者求職手帳

(4) 略

2 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

委託して実施する。

(1) 職場適応訓練を行なう設備的余裕があること。

(2)～(4) 略

(5) 職場適応訓練修了後引き続き、当該職場適応訓練対象者を雇用する（当該事業所と同一企業系列に属する下請工場等の事業所へ雇用される場合及び当該事業主体団体の加盟事業所へ雇用される場合を含む。）見込があること。

(受託の申込)

第5条 職場適応訓練（短期の職場適応訓練（以下「職場実習」という。）を除く。）の委託を受けようとする事業主は、職場適応訓練受託申込書（別記様式第3号）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が2以上ある場合には、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第6条第4項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長（以下「所轄公共職業安定所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

2 略

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委託契約を変更し、又は解除することができる。

(1)・(2) 略

(3) 職場適応訓練生が次に掲げる手帳の発給を受けた者である場合において、当該手帳が失効したとき。

ア 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条の規定による中高年齢失業者等求職手帳

イ・ウ 略

エ 雇用対策法施行規則

（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項又は第4条第1項の規定による漁業離職者求職手帳

オ 雇用対策法施行規則

第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者に対して、公共職業安定所長が発給した港湾運送事業離職者求職手帳

(4) 略

2 略

（労働政策課）

栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県知事 福田富一

栃木県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県小規模水道条例施行規則（昭和38年栃木県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(確認の申請)	(確認の申請)
第2条 条例第4条の規定による確認の申請書は、別記様式第1号によるものとし、これに添付する書類は、次に掲げるものとする。	第2条 条例第4条の規定による確認の申請書は、別記様式第1号によるものとし、これに添付する書類は、次に掲げるものとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 水源の水について行った水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項に関する検査（ <u>同表の上欄に掲げる事項</u> _____に掲げる事項_____に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を除く。）の結果を記載した水質試験成績書	(2) 水源の水について行った水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項に関する検査（ <u>同表の1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項以外の事項</u> に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を除く。）の結果を記載した水質試験成績書
(3) 略	(3) 略
2~4 略	2~4 略
(水質の検査)	(水質の検査)
第4条 条例第8条の規定により定期及び臨時にを行う水質検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項について行うものとする。	第4条 条例第8条の規定により定期及び臨時にを行う水質検査は、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項について行うものとする。 <u>ただし、同表の1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項以外の事項</u> に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。
<u>2</u> 前項の検査は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第4号の規定に準じて省略することができる。	<u>2</u> 前項の検査は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第4号の規定に準じて省略することができる。
<u>3</u> ・ <u>4</u> 略	<u>2</u> ・ <u>3</u> 略

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に申請がなされているものに係る水質試験成績書の検査項目については、なお従前の例による。

（上下水道課）

議 会

栃木県議会告示第4号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県議会議長 池田忠

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年栃木県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第12号及び別記様式第18号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
